令和5年度事業計画書

	日	
1,	基本方針・重点目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
2,	社会福祉法人の運営・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
3,	社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3頁
4、	介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業 ・・・・・・・ 1	0頁
5,	公益を目的とする事業・・・・・・・・・・・・・・・1	4頁
6,	収益を目的とする事業・・・・・・・・・・・・・・・1	4頁
7,	, その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5頁

□この事業計画書では主に予算書の事業区分ごとの序列に沿って計画の概要を示しております

^{社会福祉} 飯豊町社会福祉協議会

1 基本方針・重点目標

基本方針

新型コロナウイルス感染症の世界的流行から早くも3年が経過しますが、収束までは見通せないまま、先ごろ5類への移行が正式決定となりました。

いま、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた社会構築が進む一方で、社会経済活動の停滞や世界情勢の影響を受けたエネルギー資源、食料品等の急激な物価高騰などによって、生活に困窮する家庭の急増が懸念されています。

このような中で、社会福祉協議会は生活困窮状態にある方に対し、福祉総合相談窓口を軸とした生活福祉資金の貸付やフードバンクによる食料品の支援だけでなく、生活困窮者自立支援制度に基づく生活再建に向けた専門的な相談支援が必要となっており、困っている人達を速やかに、もれなく把握できる体制や仕組みづくりが喫緊の課題となっています。令和5年度は、コロナ禍によって希薄化した関係性の構築を図るため「人と人との繋がりをつくること」そして、「人びとの喜びや助けに繋がる情報を届けること」この2つを大きなテーマとして、"住民の幸せ"を実現するための地域づくりを更に広げてまいります。

福祉の里めざみの経営は、財政調整基金の残高が少なくなってきている中で、事業の存 続の危機に直面しており、組織として大きな決断を迫られています。

家族の形が小さくなり、在宅での介護の力が弱くなるところに、効果的に居宅サービスを取り入れることが本施設の持ち味を発揮することにつながりますが、家族に負担を掛けまいと施設入所を希望する要介護者も増えているのが現状です。

第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)期間における最終年度、極めて厳しい状況にありながらも新たに設置された会長諮問の委員会を中心に、経営的に明るい兆しを取り戻していけるかについて集中的に議論し、組織全体で施設のリニューアルに取り組みます。

最後に、あらためてSDGsが目指す「誰一人取り残さない」という基本原則に着目し、 生きにくさ、暮らしにくさを抱えた高齢者・障がいのある人が"生まれてきてよかった" と思える人生づくりに貢献していくことが組織として最大の使命と考えます。

人と人とが支え合うことへの住民の関心・参加を一層高め、社協活動に応援して下さる 多くの町民の皆様の思いと力を結集しながら、更に地域福祉を推進してまいります。

重点目標

- ① 法人内外の連携を強化し、地域共生社会の基盤づくりに貢献します。
- ② フードバンクの強化、会食サービスの見直しなどにより「食」を通じた支え合い活動を 重点的に取り組みます。
- ③ 社協の組織や取り組み等も含め、住民に広く"福祉を知ってもらうため"の情報発信機能の強化を図ります。
- ④ 介護事業経営検討委員会を設置し、社協ならではの介護サービスを継続的に提供していくための体制づくりと魅力ある施設経営に向けて方策を練ります。
- ⑤ 持続発展する法人経営を目指し、福祉人材の「確保」「育成」「定着」に努めます。

2 社会福祉法人の運営・管理【社会福祉拠点】

(1)法人本部(法人運	営事業サービス区分) 所管:総合福祉管理室
項 目	内容
1 法人運営会議	法人管理の円滑化を図るためにそれぞれ次のように計画します。
	(1)理事会 (9~11名) 6月、3月、他
	(2)評議員会 (10~15名) 6月、3月、他
	(3)監事による監査 (2名) 5月又は6月、11月
	(4)正副会長会 (4名) 必要に応じて開催
	(5)評議員選任解任委員会(5名) 必要に応じて開催
2 各委員会	会長が委嘱する地域福祉推進委員(部落長、地区長、自治会長等の69名)の
	方々を対象とした委員会の開催及び付属機関として次委員会を計画します。
	(1)地域福祉推進委員会(年1回)
	(2) ほほえみカー運行委員会(年2回)
	(3) 苦情解決委員会(年 1 回) (4) 安全衛生委員会(月 1 回)
	(4)女主領生安貞云 (月 1 回) (5) ライフステージサポート委員会(年 1 回)
3 社会福祉事業を推進するた	地域福祉の推進を図るうえで重要な財源として、地域の皆様に住民会費の
めの自主財源の確保	地域価値の推進を図るりんで重要な財源として、地域の皆様に住民云質の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者(団体)等から賛
ODVO LI TENTONIO PERIN	助会費をお願いしながら自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図ります。
	【住民会費】 (町内全世帯) 一戸あたり 1,700 円 (100 円×17 口)
	【賛助会費】(評議員、理事、監事、町役場管理職会、交通安全協会等)
4 寄付文化の創造及び基金運営	一般篤志者の意思に基づいた基金運用を行い社会福祉事業へのより効果的
T MINOR THE PROPERTY OF THE PR	な活用を図りながら、寄付文化の醸成に取り組みます。
	【基金の種類】
	①社会福祉基金(高齢者、障がい者、児童の福祉を高める活動等、生活困窮
	者支援活動、災害時の救済活動など)
	②ボランティア活動振興基金(ボランティア活動の推進、福祉教育活動の
	推進、災害ボランティアの育成支援等)
	③固定資産取得積立基金(地域福祉活動を展開するために必要な自動車や
	備品の購入)
	④介護事業財政調整基金(法人が運営する福祉施設の維持管理、介護保険 東業、際がいた対し、バス東業の推進)
	事業、障がい福祉サービス事業の推進) ⑤職員資格取得研修等支援基金(職員が職務上必要な資格取得に係る諸費
	回職員員俗取侍仰修寺又後葢並(職員が職務工必要な員俗取侍に保る諸員 用及び研修等の受講経費の一部助成)
5 介護事業における経営改善	
の取り組み新規	代表を含めた会長諮問委員会を中心に、居宅サービスの提供主体として本会
V) 4X 9 /1120 / (A) 1 /2C	が今後どのように事業展開していくべきかについて議論を深めます。
	【今後の在り方検討】
	①介護事業経営検討委員会の開催(年4回)
	【定期的な経営分析】
	①施設運営会議の開催(月1回) ②単月ベースでの業績管理
	【経営基盤及び人材の育成】
	①経営体質の強化や今後の方針について専門家の指導やアドバイスを受け
	るため経営コンサルティングを活用し、職員の意識向上を図ります。
6 在宅複合型老人福祉施設	社会福祉施設としての公共性を重視するとともに、地域の環境変化に対応
「福祉の里めざみ」の経営	できるよう、利用者本位の質の高いサービスの提供に努めます。 【基本理念】
	①利用者のプライバシーや尊厳を大切にし、個人がやすらぎを持ち過ごせ
	る場であると同時に家族が安心してお任せいただける施設を目指します。
	②「保健」「医療」「福祉」地域一体型ケアを目指し、個々にあった介護の
	あり方について常に検討し実践して参ります。
	③飯豊愛に溢れた「ひらかれた施設づくり」を目指し、誰しもが気軽に相
	談できる体制づくりと地域づくりを目指します。

【全体	行事】			
	行事名	時期	備考	
福祉	止の里めざみ夏祭り	7月		
防災	災訓練	7月・10月	※10 月は椿均	也区公共施設合同訓練
	說備等改修計画】			
	事業等	時期	科目	備考
冷温	且水発生機分解整備	6~7月	修繕	分割施行3年次
【専門]委員会】			_
① ⁺	ーービス向上委員会 ②	防災対策・安	全点検委員会	<u> </u>
	F修委員会 ④衛生 /体的拘束適正化委員会		リスクマネミ	^ブ メント委員会

【5年度の取り組み】

- ①新たな魅力づくりの取り組みを推進します。
- ②在宅介護を支援するため関係機関との連携強化を推進します。

3 社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業 【社会福祉拠点】

(1)住民の福祉と地域福祉の推進に関する事業(法人運営事業サービス区分) 所管:総合福祉管理室

項目	内 容
1 心配ごと相談事業	住民が抱える様々な心配ごとに対し、適切なアドバイスや専門機関への「つ
【第2種社会福祉事業(生活困難者	なぎ」を行うことで、問題解決を支援し安定した生活を支えるとともに、月
に対して生活に関する相談に応ず	1回の定例相談日以外でも様々な「困りごと」や「悩みごと」を解決してい
る事業)】	くために福祉総合相談窓口としての役割を担います。
	【定例相談(一般相談)】
	①相談員: 専門的知識、経験等を有する職員
	②日 程:月1回(午後1~3時)
	③場 所:福祉の里めざみ相談室
	【5年度の取り組み】
	①役場庁内関係課等と連携を図り、福祉総合相談窓口への円滑なつなぎ体
	制を確立する。
2 生活福祉資金の貸付事業	県社協の受託事業として、低所得者、高齢者及び障がい者世帯に対し、資
(山形県社協一部事務委託)	金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の
	向上を図り、住み慣れた地域で安定した自立生活を送れるように支援します。
	【業務内容】
	①貸付にかかる相談業務 ②資金の広報業務
	③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援
	④関係機関との連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び償還に関する指導
	【資金種別】
	(1)総合支援資金(失業等、日常生活全般に困難を抱えており生計の立て直しのための資金)
	①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費
	(2)福祉資金(日常生活を送る上で自立生活のために緊急かつ一時的に必要な経費)
	①福祉費 ②緊急小口資金
	(3)教育支援資金(学校教育法に規定する高校、大学、専門学校就学及び入学に際し必要な経費)
	①教育支援費 ②就学支度費
	(4)不動産担保型生活資金(高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活資金を貸付)
	【対象世帯】
	①資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると
	認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難
	であると認められるもの。概ね住民税非課税程度。
	【5年度の取り組み】
	①物価高騰等の影響により生活が困窮している世帯等への適切な貸し付け
0 時世界は00をが次入の代目	を通して生活の安定を支援する。
3 臨時特例つなぎ資金の貸付	離職者を支援するための公的給付制度等を申請している住居のない離職者
事業(山形県社協一部事務委託)	に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付ける

	T			
	ことにより、その	の自立を支援することを目的とした制度	変資金について山 形	5県
	社会福祉協議会の	の委託を受けて事務を行います。		
	【業務内容】			
	①貸付にかかれ	る相談業務 ②資金の広報業務		
	③貸付を受け	ようとする世帯及び受けた世帯の調査、	支援	
		の連携、連絡調整 ⑤資金の貸付及び		
4 福祉更生資金の貸付事業		が不測の事態により緊急的に援護を必要		HT.
【第1種社会福祉事業(生活困難者				-
に対して無利子で資金を融通する		を促進するために独自事業として必要		11
事業)】		金貸付とあわせて困窮世帯の暮らしの気	安定化を図ります。	
子 木/ 1	【制度内容】			
		1,560,034 円 ②貸付限度額:6万	円(無利子)	
	③償還期間:	貸付実行翌月から起算し12ヶ月以内		
	【対象世帯】			
	①飯豊町内に	居住を有し、独立の生計を営む者		
	②現に生活困算	窮状態にあり他からの援助が得られない	/ 者	
		量が確実と認められる者		
		帯については、福祉事務所長が特に必 望	更レ認めた者	
5 フードサポート事業	0	こ対し、一時的に必要な食べ物を無償	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	≠±±
3 / 一ドリホード事 業 【地域における公益的な取組み】				
【地域にわける公益的な収組み】		_ 生活困窮者等の自立を支援するとと [*]	もに、わ且いに助け	一台
	- '' '	くりを推進します。	a.t.a	
		銭的に困窮し、食べ物に困っている者等	•	2)
		元商店経営者、一般家庭に寄付の呼びカ -	a)け (フードドフイ)	ブ)
	【5年度の取り約			
	①子育て世帯	などのニーズに対応したフードサポー	トを実施するため、	町
	内団体等とi	車携し訪問型によるフードパントリーだ	など新しい支援の形	を
	研究します。			
	②食料品プラン	スアルファのフードバンクとして新たり	こ日用雑貨等の受け	入
	れを行うこ。	とについて広く PR を行います。		
6 災害救済金交付事業			対し災害救済全を支	テ給
6 災害救済金交付事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、	火災、水害、天災等にあった世帯に対	対し災害救済金を支	え給
	町内に居住し、 し暮らしの立て	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。		え 給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況	金額	之給
	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、	金額一世帯につき	え給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再	金額	え給
	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、	金額 一世帯につき 30,000円以内	之給
	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。	金額一世帯につき	之給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別 全焼、全壊又 は流失	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。	金額 一世帯につき 30,000円以内	え 給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であ って、残存部に補修を加えて住家と	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき	え給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であ って、残存部に補修を加えて住家と して使用できるとき。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内	ご給
	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であ って、残存部に補修を加えて住家と	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき	三 給
【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、 し暮らしの立てī 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水 上記以外の損	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であ って、残存部に補修を加えて住家と して使用できるとき。 害で会長が必要と認めたもの。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内	
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水 上記以外の損	火災、水害、天災等にあった世帯に対 直しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、 または住家を増改築しなければ再 び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であ って、残存部に補修を加えて住家と して使用できるとき。 害で会長が必要と認めたもの。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内	
「地域における公益的な取組み」 7 レクリエーション用具貸出 事業	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水 上記以外の損 町内における ションツールラ	火災、水害、天災等にあった世帯に対しを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内	
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊又 は床上浸水 上記以外の損 町内における ションツールラー でレクリエーシ	火災、水害、天災等にあった世帯に対してを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ グループに対し無	
「地域における公益的な取組み」 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊水 上記以外の損 町内におけるけ ションクリエーショ でレクリエーショ 【貸出期間】1	火災、水害、天災等にあった世帯に対したを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。回につき原則5日以内 (レク材 / ションののではあります。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ グループに対し無	
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊水 上記以外の損 町内におけるけ ションクリエーショ でレクリエーショ 【貸出期間】1	火災、水害、天災等にあった世帯に対してを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ グループに対し無	
「地域における公益的な取組み」 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊又 は流失 半焼、半壊水 上記以外の損 町内におけるけ ションクリエーショ でレクリエーショ 【貸出期間】1	火災、水害、天災等にあった世帯に対したを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則5日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ グループに対し無	
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊、 は流失 半焼、半壊水 上記以外の損 町内における ションクリエーションでレクリエーション 【貸出期間】1 町民が病気やに 貸出しを行いまっ	火災、水害、天災等にあった世帯に対したを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則5日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリエ グループに対し無 全23種)	
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業	町内に居住し、 し暮らしの立て 種 別 全焼、全壊、 は流失 半焼、半壊水 上記以外の損 町内におけんラーでしている。 シでレクリカーでしている。 では出期間】1 町民が病行いよう。 賃貸出期間】1 【貸出期間】1	火災、水害、天災等にあった世帯に対した支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。回につき原則 5 日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要なす。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ グループに対し無 全23種) となった場合に無料	三十二年料で
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居立て 種 別 全焼、全 全焼、 半焼、 半焼、 上記以外の損 町内にジョンクリカリカー で貸出財が高行い では出期間 では出期間 では出期間 では出期間 では出期間 では出期間 では出期間 では出期間 にいった。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 では出ります。 にいった。 では出ります。 にいった。 にい。 にいった。 にいった。 にいった。 にい。 にいった。 にいった。 にい。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にい。 にい。 にいった。 にいった。 にい。 にい。 にい。 にい。 にい。 にい。 にい。 にい	火災、水害、天災等にあった世帯に対してを支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則5日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要がよった。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリエグループに対し無 全23種) となった場合に無料 ・介助式2台) 愛着を持ち続け、地	- : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内に居立て 種 別 全焼、 全焼、 失 半焼、 半焼、 半浸水 上記以外の損 町カンク出期間 町カンク出期間 町出し期が行います 貸買 間において 質出出期に では は に に い で し は に に い で し は に に い で は に に い に に い で は に に い で は に に し に に に に に に に	火災、水害、天災等にあった世帯に対してを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則 5 日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要がよりできなどにより一時的に車椅子が必要がよい。 回につき原則 1 ヶ月以内(自走式 6 台定期的に交流を重ねることで地域への変更	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリエ グループに対し無 全23種) となった場合に無料 ・介助式2台) 愛着を持ち続け、地 みとして、中学校卒	一件 で 元業
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内にしてで では、 全焼、失 半焼、上記以外の損 では、 半焼、上記以外の損 ボールンリカリカーのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	火災、水害、天災等にあった世帯に対した支援します。 被害状況 損害割合が50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が20%以上50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則5日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要はよりではより一時のに車椅子が必要がよいの場づくりを進めるための取り組みまにあわせた「同級会開催予告状」の2000にあります。	金額 一世帯につき 30,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 20,000円以内 一世帯につき 10,000円以内 るために「レクリコ がループに対し無 全23種) となった場合に無料 ・介助式2台) 愛着を持ち続け、地 みとして、中学校卒 交付を行うほか、著	一共 で 元業者
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内らして では、 を焼、失 半は、 上記 は、 半様、 上記 は、 がするは、 がするは、 がするは、 がするは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	火災、水害、天災等にあった世帯に対しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であって使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則 5 日以内 (レク材 / ションのものであることで地域への対けなどにより一時的に車椅子が必要がよいの場づくりを進めるための取り組むといの場づくりを進めるための取り組むにあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあります。	金額 一世帯につき 30,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につき 10,000 円以内 るために「レクリコ がループに対し無 全23 種) となった場合に無料 を会に無料 なった場合に無料 なった場合に無料 なった場合に無料	一共 で 元業者
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】 9 中学校同級会支援事業	町内らし 種 別 安 は	火災、水害、天災等にあった世帯に対した支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であって、残存部に補修を加えて住家として使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則 5 日以内 (レク材 / シーナがなどにより一時的に車椅子が必要がよいの場づくりを進めるための取り組織会いの場づくりを進めるための取り組織といの場づくりを進めるための取り組織会いの場づくりを進めるための取り組織会にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象にあわせた「同級会開催予告状」の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	金額 一世帯につき 30,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につき 10,000 円以内 るために「レクリコ るために「レクリコ さかった場合に無料 せなった場合に無料 なけを持た、中学校 立中学校卒業生により さいます。	二無料で 一元業者る
【地域における公益的な取組み】 7 レクリエーション用具貸出 事業 【地域における公益的な取組み】 8 車椅子貸出事業 【地域における公益的な取組み】	町内らし 種 別 タ は	火災、水害、天災等にあった世帯に対しを支援します。 被害状況 損害割合が 50%以上に達したとき、または住家を増改築しなければ再び使用することができないとき。 損害割合が 20%以上 50%未満であって使用できるとき。 まで会長が必要と認めたもの。 世代間交流や健康づくり活動を支援するイブラリー」により町内の企業や団体、コン用具の貸出しを行います。 回につき原則 5 日以内 (レク材 / ションのものであることで地域への対けなどにより一時的に車椅子が必要がよいの場づくりを進めるための取り組むといの場づくりを進めるための取り組むにあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあわせた「同級会開催予告状」の対対にあります。	金額 一世帯につき 30,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につき 20,000 円以内 一世帯につける につりりの るために「レクリコーグループに対し無 全23 種) となった場合に無料 を対している。 を述る、 を述る、 を述る、 を述る、 を述る、 を述る、 を述る、 を述る、	一

11 地域福祉を担う人材育成 事業	地域のあらゆる住民が役割を持ち「支え手」や「受け手」を分けることな く、お互いが支え合う相互支援のもと「誰もが担い手」として活躍できる地
7.7	域づくりを実現できるように、人づくりを行います。
	【ボランティアの育成及び養成】
	①ボランティア・住民活動の推進にむけた情報発信、普及啓発及び必要な 調査研究
	(地域福祉活動の担い手養成) 講座等を開催 (年1回以上)
12 ボランティア及び地域福祉を担う人の活動支援事業	地域福祉活動を担うボランティア人材を育成し、活動へつなぐ支援に加えて、「活動する人の専門的支援」と「活動する人たちの相互支援」を継続的
位を担り八の伯男又抜争来	C、「佰動りる八の号門的文佐」と「佰動りる八たらの相互文佐」を継続的 に行います。
	【企業やNPO、活動団体等への支援】
	①全社協を保険者とする傷害保険への加入促進及び登録団体への保険料の一部助成
	②ボランティア・住民活動に関する相談、助言 ③ボランティア(活動団体)の登録及びネットワークの拠点としてのボラ
	【5年度の取り組み】
	①SDGs の 17 の目標を用いたボランティア活動の普及啓発に努めます。
	②コロナ禍により自粛してしまっているボランティア活動の活性化及び活動 動参加者の拡大を図ります。
13 防災・災害時の支え合い強	地震や水害等による災害が実際に発生したことを想定し、地域防災や災害
化事業	時の支え合いについて地域住民と連携し、十分な「備え」や、いざという時
	にきちんと「行動できる」体制づくりを進めます。
	【実施項目】
	①地域防災計画をもとに行政や関係団体との連携強化に向けた協議を重ね 災害時要援護者に対する支援体制について共有します。
	②災害時に、社協が全国のネットワークを活かし、住民に対しどのような
	支援を実施するか広くPRしていきます。
14 青少年ボランティアの育成	福祉活動やボランティア活動を通して「支えあい、ともに生きる」ことの 大切さと楽しさを肌で感じてもらい、福祉に関心を持ってもらうためのきっ
	入切さと来じらを加く感じくもらい、個価に関心を行うともらうためのさら かけづくりを行います。
	【実施項目】
	①近隣市町との広域連携を視野に入れた「ボランティア体験プログラム」
15 次世代育成・福祉学習の	イベント等の企画を飯豊少年自然の家等と連携しながら検討します。 学校と地域が連携し、子どもたちの「福祉のこころ」を育むために体験や
推進	学習を支援し、世代間の交流を通して大人と子どもが共に学びあう福祉学習
	を推進します。
	【事業内容】
	①学校等へ福祉教育に関する情報提供を行い、車いす体験等の活動プログ ラムに対し職員派遣を行います。
	②高齢者との世代間交流を通じ、学びの場となるような場面づくりを行う。
	ために、学校・教育委員会との更なる連携を図ります。
16 成年後見制度の普及及び	判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、
法人後見に関する調査研究	本人に代わって財産の管理や暮しの手続きを行うための制度利用に関して、 相談に加え、正しい理解と普及に繋げていくための普及啓発に取り組みます。
17.) のよの 31.) 三世 田 光 耳	
17 いのちのバトン設置普及事業(飯豊町一部委託)	在宅で日常生活を送る単身世帯の医療情報や緊急連絡先等を記入した情報 シートをバトン(筒)に入れ、自宅の冷蔵庫に常備することで、緊急搬送時
于木(欧豆 ^四) 即安託)	や災害時の対応に備えていくため、28年度からの継続事業として民生委員や
	行政機関との連携を図りながら、いのちのバトンの普及拡大に取り組みます。
40 H > 11 -> 28 - 31 - 11 - 12 - 14 - 14 - 14	【設置対象者】単身高齢者、高齢者のみの世帯に属する者等
18 安心生きがい訪問事業 (飯豊町委託)	日常生活に不安がある単身高齢者等が、見守りや声掛け等の支援により社会生活を円滑に営むことができるよう定期的に生活管理指導員を派遣し健全
(NV 27.1.1 X H II)	云生荷を竹侑に含むことができるより足類的に生荷制度指導員を派遣し降主 で安らかな生活を営むために必要な便宜を供与する事業を町から委託を受け
	て提供します。
	

	【数値目標】 1月当たりの利用者数 29人(前年対比6人減)
	【事業対象者】対象者: 概ね 65 歳以上の高齢者で、介護保険等のサービス
	給付を受けていない方で、ご家族のサポートを得ることが難しい単身高齢者等
	【サービス内容】
	①訪問による生活機能等チェック、生活全般の確認、生活上のアドバイス等 (月 2 回)
	②お元気コールの実施(月2回)
	<会計処理においては継続性の原則により訪問介護事業サービス区分で会計する>
19 生活事故防止に向けた啓	町民の暮らしの安全が確保されるよう警察署などの関係機関と連携し高齢
発活動	者の消費者被害をはじめ、雪害事故や交通事故防止に向けた啓発を行います。
	(1)悪徳商法による詐欺被害防止のための啓発活動
	(2)高齢者の雪害事故防止対策について注意喚起
	(3) 交通安全県民運動及び高齢者交通事故対策会議等への協力
20 おしどり金婚さん記念品	当年めでたく結婚 50 周年を迎えられた「おしどり金婚さん夫婦」に対し、
贈呈事業	記念品を贈呈し祝福します。
21 社会福祉を目的とする事	互いに支え合う地域づくりに向けて「人づくり」「つながりづくり」を推
業の企画及び実施	進し、地域力の強化を進めています。
	【実施項目】
	①一般就労につながるワークトレーニングの場づくり
	②子ども食堂等を意識した食による交流
	③ペット問題に関する必要な調査研究
22 社会福祉に関する活動へ	「誰もが担い手」として活躍できる地域づくりを実現するため、福祉教育
の住民の参加のための援助	をベースとした啓発及び意識づくりを進め、誰もが気軽に福祉活動に関心を
	寄せ、あらゆる活動に参加する機会が得られるよう支援します。
23 地域福祉活動計画の推進	地域住民が主体となり行政の地域福祉計画と一体的に策定した「第二次地
(社会福祉を目的とする事業に関する	域福祉活動計画(令和 2~6 年度)」について、住民、行政、社協及び関係機
調査、普及、宣伝、連絡、調整)	関等が協力して「共に生きるを実践し、信頼、生きがいのある地域」の実現
	を目指すため、新しい計画の中身を多くの方々に紹介し理解を深めます。
	【実施項目】
	①活動計画の普及啓発(広報及び関係機関団体への説明、職員研修会の開催)
	②活動計画の進行管理
	③実施計画を推進するための具体的な検討及び連絡調整等

(3)福祉サービス利用援助事業(福祉サービス利用援助事業サービス区分)所管:総合福祉管理室

項目	内容
1 福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁
(県社協委託)【第2種社会福祉事	護し、必要なサービスを適切に利用して自立した地域生活を送れるよう援助
業(福祉サービス利用援助事業)】	するとともに、権利擁護分野のケースワークにおける中心的事業として、制
	度やサービスへの「つなぎ」及び成年後見制度を補完するという役割を果た
	しながら権利擁護ニーズを抱える方の課題解決に努めます。
	【運営体制】
	①専門員:1名 ②生活支援員:1名 ③利用者:6名(見込)
	【5年度の取り組み】
	①新規契約者の受け入れ体制を整えるため、地域における成年後見制度利
	用促進に向けた体制整備を念頭に後見制度への移行が望ましい契約者
	について適切な対応を図ります。
	②支援関係者の理解が不足し、事業利用が契約者の自立支援につながらな
	いことがないよう事業の啓発を行います。

(4) 共同募金配分金事業(共同募金配分金事業サービス区分) 所管:総合福祉管理室

■配分区分1-令和4年度共同募金を活用して実施計画する市町村福祉活動【地域配分】

	A THE STATE OF THE PROPERTY OF
項目	内容
1 単身高齢者のための会食サ	概ね 75 歳以上の単身高齢者で要介護状態又は要支援状態にない方を対象
ービス事業	に、孤独感の解消、生活課題の発見と解決、閉じこもり防止、更にはお互い
·	

【老人福祉活動費】	の支え合いの関係を	と作る取り組みと	して、地元民生	- - 委員児童委員の	協力を得
	て会食を主として交流する事業を実施します。				
	【事業内容】				
	①実施時期:各地区1回				
	地区名	時期 (予定)	地区名	時期 (予定)	
	中部地区	11月	西部地区	5月	
	白椿地区	6月	中津川地区	10月	
	東部地区	6月			
	②参加料: 地区		=		
	③実施場所:公民		ど地区ごと自由	に設定する	
	【5 年度の取り組み ①地域の資源を活	-	7. 化禾昌旧辛禾昌	4 放送会しのっこ	・ 半事 坐 し
	<u> </u>	5円しなから、B り新たに地区公			が事業と
2 ふれあいグラウンドゴルフ	高齢者がグラウン				支える赤
大会開催事業	い羽根共同募金" 〜	への更なる理解を	と広げ、この町の)民間福祉活動を	みんなで
【老人福祉活動費】	応援していく機運ぐ				
	ます。当事業は競技	を団体や老人クラ	ブ連合会の協力	を得ながら開催	します。
	【事業内容】 ①開催時期:10 <i>〕</i>	また句 の対象	4老,町内65 告	ロトの言絵字	
3 在宅介護者の集い開催事業	介護者相互の交流				「仲間づ
【老人福祉活動費】	くり」できる場を携				
1 = 3 11 = 11 3 12	援助を行うことで介	· -			
	努めます。なお、当	4事業に関しては	は「家族介護支援	[事業] と連携を	図りなが
	ら実施します。				
, 7 * - 1 Y * * - 1 + - 1	【事業内容】①日帰			: 15 名 (見込)	× 1 10 + 1-
4 子育てサロン活動育成支援	子育で中の母親等が地域で孤立しないために、互いに交流の場づくりを行っている言思サークルキップワールドの活動に対し名種支援を行います。				
事業 【児童・青少年福祉活動費】	っている育児サークルキッズワールドの活動に対し各種支援を行います。 【支援内容】				
【九里 月夕十個個印動貝】	①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出				
	④講師派遣調整 ⑤相談及び情報提供				
5 福祉の心推進事業	小学生児童を対象に福祉の心の醸成を深め、高齢者の尊厳を大切に考えら				
【児童・青少年福祉活動費】	れる子供を育成していくため「第12回おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手				
	紙コンテスト」を企画し家族の絆づくりの強化を図ります。なお、当事業は 町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施します。				
	町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施します。 【事業内容】				
	【事業內容】 ①募集時期 7月下旬~8月下旬(夏休期間)				
	②応募対象 町内				
6 小地域見守り活動支援事業	住民が抱える様々	な「生活課題」	を早期に発見し	専門機関に橋渡し	」する「つ
【福祉育成援助活動費】	なぎ役」としても期			々と連携を密に	取り合い、
	共通課題の解決やノウハウの共有を図ります。				
	【地域福祉推進委員】 69名(各集落団体の長を委嘱)				
	【委員の役割】	「お油やか <i>に</i> 白光	今笙の住民に国	知徳広します	
	①社協の連絡事項を速やかに自治会等の住民に周知徹底します。 ②常に地域住民の保健福祉に欠ける状況を把握し、町社協と連携の上その				
	活動を推進しま		, 0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	③町社協の福祉事	耳業に協力し、住	民の健康と生活	を高める運動に	努めます。
7 社協広報誌"しあわせ"発	法人情報の公表を	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
行事業	うに、わかりやすい				
【福祉育成援助活動費】	す。なお、地域福祉 【発行回数】年2回				よす。
	【発行回数】年2回(8月・1月) 【発行部数】各2,400部 住民同士のふれあい、支え合いの場だけでなく、介護予防、生きがいづく				
8 地域出生刑よれない・いき	住民同十のよわち	らい 支き合いσ)場だけでかく	介護予防 生き	がいづく
8 地域共生型ふれあい・いき いきサロン活動育成支援事	住民同士のふれまり、生活課題への気				•

	ロン」の一層の普及拡大を図り、サロン活動の企画運営を支えていきます。
	【実施地域】 17集落(団体)※見込み
	【支援内容】
	①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出
	④ふれあい・いきいきサロン運営担当者連絡会の開催 (年1回) 等
	【5年度の取り組み】
	①地域活動としてサロン活動を継続していくための具体的な実践方法や実
	践例を伝達し、住民同士のつながりや活動が途切れてしまわないよう支
	援を行います。
	②「受け手」「担い手」の区別なく、誰もが自分が出来る範囲で参加・活動
	でき、人や地域とつながることを支援します。
9 社会的なつながりが弱い若	若者等のひきこもり、孤立、困窮、障がいなどの問題を抱える社会とのつ
者等への参加支援	ながりが弱い住民と社協が「つながり続ける」伴走支援を目指すために次の
	取り組みを実施し、参加を基礎とした個々人の自律的な「力」を追求します。
	【事業内容】
	①社会的なつながりが弱い人の居場所づくり
	②ひきこもり状態にある方及び家族への支援
10 町内の福祉関係団体が行	関係団体が抱える資金的な問題に対する相談及び情報発信等を行い、福祉
う福祉活動への助成	活動が効果的に進められるよう共同募金を通じ、専門的な立場から支援して
(2次配分)	いきます。
	(1)老人クラブが行う地域支え合い事業(飯豊町老人クラブ連合会)
	クラブ会員による単身世帯等への友愛活動について定着化を支援します。
	(2)身体障がい者機能回復訓練事業(飯豊町身体障がい者福祉協会)
	会員を中心とした障がい者の機能回復訓練及び社会参加を進める活動を支援します。
	(3)NPOが行う育児サポート事業 (特定非営利活動法人ほっと)
	一時的に子供を預かり、子育て家庭をサポートする活動を支援します。
	(4) 福祉・介護人材の育成支援事業 (飯豊町社会福祉法人連絡会)
	福祉従事者を対象とした研修等を通じてレベルアップを支援します。

■配分区分2一令和4年度共同募金を活用して実施計画する地域福祉・在宅福祉事業【広域配分】

項目	内容
1 災害ボランティア活動の支	令和4年8月大雨による災害ボランティア支援活動で得た教訓を活かし、
援体制構築事業 新規	被災時に発生する膨大なニーズ把握とその調整、また先を見通した支援のあ
	り方について改めて検討していく必要があることから多様なスキルやネット
	ワークをもつ関係者、支援者との連携を図りながら、住民の福祉向上を図る
	ため新しい支援体制の構築を目指します。
	【事業内容】
	①災害ボランティアネットワークの立ち上げ・連絡会の開催 (年3回)
	②災害ボランティアセンターの運営等に関する協定づくり
	③災害ボランティアセンターの設営訓練
	④災害ボランティア活動の推進に関する事項
	【連携機関】住民、飯豊町、ボランティア、社会福祉施設、長井青年会議所、
	山形県防災アドバイザー、地元企業及び各種団体等

■配分区分3一令和5年度歳末たすけあい募金を活用して実施計画する市町村福祉事業【地域配分】

項目	内 容
1 経済的支援を必要とする世	地域の中で経済的に困窮している世帯に対し、町内の商店等で利用できる
帯への商品券進呈事業	商品券を進呈し、安心して生活を送るために必要な援助を行います。なお、
	配分委員会の承認を得て具体的な配分計画を定めることとなるが一世帯につ
	き、およそ 10,000 円分の商品券進呈を予定しており、対象者の把握や世帯訪
	問については、民生委員の協力を得て実施します。
	【対象例】※生活保護受給世帯は本事業の対象としない。75件(見込)
	①要援護世帯 (継続的に支援が必要な世帯)
	②生活保護に準ずる世帯 ③火災や地震等で家屋が被災した世帯
	④民生委員が必要と認める世帯 (一時的に支援が必要な世帯)

2 単身高齢者等を対象とした	単身高齢者等が、安心して新年を迎えられるよう民生委員による見守り訪
歳末見守り訪問事業	問を町内一斉に行い社会的孤立状態の早期発見及び生活課題の把握に努めま
	す。なお、配分委員会の承認を得て具体的な配分計画を定めるものとします。
	【対象例】
	概ね70歳以上の単身高齢者及び障がい者世帯で年末時期に在住している方
	(見守りを必要とされない方を除く)
	※同居家族が入院または入所しているため実質、単身で生活している世帯
	を含む 100 件(見込)
3 要保護・準要保護認定児童	経済的な支援を必要とする子育て家庭に対し、民生委員による世帯訪問を
激励支援事業	通じて、必要な相談援助を行い福祉ニーズの把握に努めます。なお、配分委
	員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが1児童につき、
	3,000円分の図書カード進呈を予定し、民生委員の協力を得て実施します。
	【対象例】要保護、準要保護認定児童 20件(見込)
4 ボランティアによる単身	地域住民の参加による福祉活動の推進を図るため、地元のNPOメンバー
高齢者への福祉年賀状作成事業	に手作り年賀状の作成を依頼し、町内に居住する単身高齢者等に贈り、福祉
	教育の充実と住民の理解づくりを進めます。
	【対象例】 単身高齢者等及びケアハウス入所者 170件(見込)
5 町内の障がい者施設が行う	町内の障がい者施設において年末時期に行われる交流事業に対して、配分
福祉活動への助成	助成を行い利用者の福祉向上と地域とのふれあいの確保に取り組みます。
	【対象例】 福祉事業所でんでん、児童発達支援施設あゆむいいで

(5) 介護福祉移動支援事業(介護福祉移動支援事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室・ふれあい介護支援室

項目	内容
1 介護福祉移動支援事業 (飯豊町委託)	地理的な要因から通所介護サービスを受けることができない方や人工透 析療法を受けている方で単独乗車が難しいなど、ほほえみカーを使用した定
運行日:月~金曜日 (祝日及び12月28日~1月4日除) 運行時間:7:30~17:30 【透析患者輸送】 原則的に月、水及び金曜日	期通院が出来ない方に対し、自宅から介護事業所又は医療機関までの送迎を行うことを目的とした移動支援業務を飯豊町から委託を受けて実施します。 【支援体制】 ①送迎員:3名(専従1・兼任2) ②オペレーター:1名 【事業内容】 ①腎臓機能障害により人工透析療法を受けるため、医療機関に定期的に通院することが必要な方。 ②地理的要因により通所介護サービス事業者の送迎を受けることができず、通所介護サービスの利用が困難な方。

(6)福祉団体が行う活	動への支援 (事務局担当) 所管:総合福祉管理室
項目	内容
1 飯豊町民生委員児童委員協議会	民生委員法に基づき住民の生活状態の把握及び地域の身近な相談役とし
	ての役割を担う民生委員の援助活動を支え、月1回地区ごと開催する定例会
	への出席を通じ組織運営への支援及び団体事務を行います。
2 飯豊町老人クラブ連合会	老人福祉法を基本理念として、地域を基盤に自主的な社会活動及び自らの
	健康を高める活動を行う老人クラブに対し、レクリエーション大会の運営や
	関係機関との連絡調整などを中心とした支援を行います。
3 飯豊町身体障がい者福祉協会	身体障害者福祉法を基本理念として、会員相互の親睦を図り、障がい者の
	雇用促進等の活動を行う当事者組織の団体事務を担います。また、障がい者
	が利用できる制度の効果的な情報発信に努めます。
4 飯豊町社会福祉法人連絡会	社会福祉法人同士の連携を密に取り合い、地域における公益的な取り組み
	や地元の福祉課題の解決につなげていくための活動を会員法人全体で進め
	ていきます。
5 飯豊町移送付添ボランティ	医療機関への通院等で移送サービスを利用する方の中で、付添いを必要と
ア連絡会	する方に対し添乗のお手伝いを行い、本人の自立支援と家族の負担軽減を図
	ります。

6 飯豊町戦没者慰霊祭実行委員会	遺族会が挙行する戦没者慰霊祭の事務の一切を担います。
7 山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会	共同募金事業を行うことを目的として共同募金委員会に関する事業及び 事務を上部団体の指導のもとに行います。
8 椿地区公共施設防災対策協議会	隣接する施設や関係機関と一体となった防災訓練などを行う協議会の事 務局を担います。

4 介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業【介護拠点】

(介護及び介護予防サービス、地域支援事業等)

(1) 高齢者介護予防事業(高齢者介護予防事業サービス区分)所管:総合福祉管理室・ふれあい介護支援室

項 内 1 地域介護予防事業 介護保険被保険者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、加えて介護 (飯豊町委託) 予防と閉じこもり防止を図るため、職員が出向き軽体操などを指導します。 また、生きがいづくりを支援するための活動を地元ボランティアの協力を 得ながら高齢者介護予防センターを拠点として展開します。 称:ゆうゆうクラブ 実施回数: 1地区につき月2回 ①参加者:中津川地区高齢者 40名(見込) 実施地区:岩倉、白川、川内 ②地元サポーター: 9名 ③送迎ボランティア: 7名 戸、中部(上原・下屋 【事業内容】 地・宇津沢、小屋) ①生活機能の維持・向上を図るための活動 ②要支援・要介護状態を予防するための活動 拠点施設: ③高齢者本人の自己実現達成の支援 ④その他、介護予防に資する活動 高齢者介護予防センター等 【5年度の取り組み】 ①ゆうゆうクラブへの参加が難しくなってきた方について通所型サービ スA等へのつなぎ等のフォローを行います。 ②参加者が少ない実施地区について他地区との統合を検討します。

2 介護予防支援事業 (飯豊町委託)

名称: 飯豊町らくらく筋トレ教室 開放日: 月〜土曜日 (祝日及 び12月29日〜1月3日除) 開放時間:

9:15~12:15/

13:15~16:45

拠点施設:福祉の里めざみ内

地域の高齢者等が、できる限り介護保険制度における要介護状態又は要支援状態となることなく、その人らしい生活を継続していくことができるよう健康寿命を延ばすための総合支援と老化を防止する専門的なサポート及び指導を実施します。なお、当事業は飯豊町からの受託事業であるため地域包括支援センターとの連携を取り合いながら実施します。

【数値目標】

- ①年間延べ利用者数 2,000 人(前年対比 600 人減)
- ②新規登録者 10人(前年対比5人減)

【事業内容】

- ①トレーニングマシン等を使用した筋力トレーニング及び有酸素運動の指導
- 【5年度の取り組み】
- ①更なる介護予防の推進と元気な高齢者の育成に寄与していきます。
- ②個別データ及びトレーニング結果の評価などサービスの向上を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業(生活支援体制整備事業サービス区分) <u>所管:総合福祉管理室</u>

リーロー 現 ローロー	∄	内
1 地域支え合い推進	員配置事 日	生活上の支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して、生きがい
業 (飯豊町委託)	を持	って暮らすことの出来る地域づくりを目指し、「住民が主体」となった
	多様	生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズ
	とサ	-ビスのコーディネート機能を担う地域支え合い推進員を配置し、地域
	包括	アシステムの推進に町と一体的に取り組みます。
	【業	5内容】
	1)	活支援・介護予防サービスの提供状況の把握および創出
	2	地域資源・支援ニーズの把握 ③ 関係者間のネットワークの構築
	4	常生活支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務
	51	遠豊町生活支援・介護予防サービス推進協議会への参加

【5年度の取り組み】
①男性の居場所づくりについて重点的に企画検討を行います。
②高齢者の日常生活に関するアンケートの結果を踏まえ、今後の方向性を
協議体で検討します。
③除雪ボランティアに取り組む共助団体同士の連携を図るため、ネットワ
- 一ク会議(仮)の定期的な開催を町と一体となって行います。

(3) 居宅介護支援事業(居宅介護支援事業サービス区分) 所管: 地域生活支援室

1 居宅介護支援事業 要介護認定結果をもとに要介護者及び要支援者が必要な居宅サービス等 (介護保険指定居宅介護支援事業者) を適切に利用できるよう、心身の状況や環境、本人・家族の要望などを勘案 して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づ 事業所名:在宅介護支援センター いてサービスが提供されるよう事業者と連絡調整などの支援を行います。 福祉の里めざみ 【数値目標】 【公益事業(介護保険法に規定す る居宅介護支援事業)】 1月当たりの利用者数(要介護) 83人(前年対比7人増) 指定番号:0672700077 【サービス内容】 営業日:月~金曜日/8:30~17:15 ①居宅サービス計画の作成 ②介護保険施設の紹介等 ※祝日及び12月29日~1月3日除く ③サービスの実施状況の継続的な把握、評価 実施区域:飯豊町、長井市、小国 【5年度目標】 町、白鷹町、南陽市、川西町 加 算 :特定事業所加算(Ⅲ) ①多職種連携を強化し、自立支援や望む生活の実現に向けて協働できるこ とを目標します ②職員が他のケアマネジャーの担当者会議に同席することで、職員の相 互評価を行う体制を整備します。 居宅で生活する要支援者が、指定介護予防サービスの適切な利用が行われ 2 介護予防ケアマネジメント るように、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その 業務(第1号介護予防支援事業) (飯豊町地域包括支援センター委託) 計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者と連絡調整などの支援業 務を町地域包括支援センターから受託します。 【数値目標】1月当たりの利用者数 (要支援) 36人(前年対比9人減) 3 家族介護支援事業 在宅において概ね 65 歳以上の高齢者(40 歳以上 65 歳未満の者であって (飯豊町委託) 特定疾病に該当する方も含む) を介護している家族等の身体的、精神的及び 経済的負担軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。 【事業内容】 ①家族介護教室事業 (介護相談、介護方法並びに技術の習得、介護者の健康及び生きがいづくり)

【注釈①】上記事業1については、社会福祉法人審査要領により公益事業として位置付けられるものの社会福祉事業の用に供する施設の経営 に付随して行われるため、社会福祉事業と一体的と考える。

【注釈②】上記事業3については、地域支援事業の一環として行われる任意事業であることから介護保険に属する事業と解釈する。

(4) 居宅介護等事業【ホームヘルプ】(訪問介護事業サービス区分) 所管: 地域生活支援室

項目	内容
1 訪問介護事業	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、
(介護保険指定居宅サービス事業者)	居宅において介護を必要とする方を対象として、介護福祉士やホームヘルパ
	一等がご家庭を訪問して、身体介護(入浴・排泄・食事等)や生活援助(調
	理・洗濯・掃除等)、その他日常生活上のサービスを提供します。
	【数值目標】
	(1) 訪問介護及び訪問型独自サービス
2 訪問型独自サービス(介護	①年間延べ訪問数 3,398 件(前年対比 628 件増)
予防訪問介護相当サービス)	【サービス内容】
事業	(1) 要介護 1~5 と判定された方
(飯豊町介護予防・日常生活支援総	①訪問介護(身体介護)入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換等
合事業第1号事業者指定)	②訪問介護(生活援助)掃除、洗濯、生活全般に関する相談、助言等

事業所名: 訪問介護ステーション 福祉の里めざみ

【第2種社会福祉事業(老人福祉 法に規定する居宅介護等事業)】 指定番号:0672700093

営業日:月~日曜日/7:00~21:00 (介護予防は8:00~17:00)

※12月29日~1月3日を除く 実施区域:飯豊町及び長井市 (2) 要支援状態と判定された方

①訪問型独自サービス(現行相当) 日常生活援助等

【5年度目標】

- ①ご利用者様とご家族様の人権とプライバシーを尊重し笑顔と思いやりを 持って真心の介護を提供します。
- ②経営基盤を安定させ介護サービスの継続性を保持し、地域の信頼と期待 に応えられるように努めます。
- ③介護サービスの質の均一化を図り、利用者の満足度を図ります。

3 居宅介護 (ホームヘルプ) 事業 (障害者総合支援法指定サービス事業者)

事業所名: 訪問介護ステーション 福祉の里めざみ

【第2種社会福祉事業(障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業)】 指定番号:0611660028

営業日:月〜金曜日/7:00〜21:00 ※12月29日〜1月3日を除く 実施区域:飯豊町及び長井市 障害者総合支援法に基づき、身体、知的、精神障がい者及び障がい児が、 障がいがあっても可能な限り自立して生活を営むことができるようにするた めのサービスを介護保険の訪問介護と一体的に提供します。

【数値目標】

①年間延べ訪問件数 1,029件(前年対比153件増)

【サービス内容】

①居宅介護計画の作成

②居宅介護(身体介護・家事援助)

【5年度目標】

①関係機関との連携を図り、サービス等利用計画に基づいてその人らしい 生活を送ることができるよう支援します。

4 訪問自費介護サービス事業

愛称: しあわせ自費介護サービス 営業日:月〜金曜日/7:00〜17:00 ※12月29日〜1月3日を除く

実施区域:飯豊町

料金: 30 分~45 分 1,800 円 45 分~60 分 2,400 円 (早朝・夜間は別途料金) 介護保険では適用されない付添い介助や家事援助など、利用者の困りごと や幅広いご要望にきめ細かに応えていくため、また、介護保険利用限度額を 超える方へのフォローにつなげるために保険外自費サービスを提供します。

【数値目標】

①年間延べ訪問件数 44件(前年対比2件増)

【利用対象者】

①本会介護サービスを利用されている高齢者 等

【サービス内容】

- ①身体介護(入浴、服薬介助等) ②付添い介助(買い物、通院等)
- ③入退院支援 ④家事支援(片づけ、清掃)等

5 福祉有償運送サービス事業

登録台数:

11台(うち福祉車両4台) 認定ドライバー: 10名 運送区域:飯豊町

運休日:原則的に土・日、祝日 及び12月29日~1月3日 提供時間:8:30~17:15 単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、適切な運送を確保するため、自家用有償旅客運送の登録によるドア、ツー、ドアの個別運送サービスを提供します。認定講習を修了した訪問介護員が運転(病院と自宅の送迎)と必要な介助をセットで行います。

【数値目標】1月当たりの利用者数 4人(前年対比0.5人減)

【利用対象者】介助がなければタクシー等の利用が困難であると認められる方。

- ①身体障がい者
- ②精神障がい者 ③知的障がい者
- ④要介護認定者
- ⑤その他の障がいを有する者

【サービス内容】

①医療機関への通院、入退院時の移送 ②施設等への通所、入退所時の移送

(5) -① 通所介護事業【デイサービス】(通所介護事業サービス区分) 所管: ふれあい介護支援室

項目

1 地域密着型通所介護事業 (介護保険指定地域密着型サービス事業者) 及び通所型独自サービス(介 護予防通所介護相当サービス)事業 (飯豊町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定) 介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され 居宅において介護を必要とする方を対象として、自宅から施設まで送迎を行い、食事、入浴、機能訓練及びレクリエーション等日中のサービスを提供します。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能維持に加え利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供します。

【数値目標】

- (1) 地域密着型通所介護 営業日数(年)314日(前年対比17日増)
- ①1日あたり平均利用者数 13.6 人(前年対比4.3人増)
- ②延べ利用者 4,263 人(前年対比 1,510 人増)

事業所名: 日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉 法に規定する老人デイサービス事業) 】

指定番号:0672700119

定員:18名

営業日:月・火・木・金・土・日

(1月1~3日除)

※7月からは日曜日も営業 提供時間: 8:30~16:30 ※7~8時間

実施区域:飯豊町

2 認知症対応型通所介護事業 (介護保険指定地域密着型サービ ス事業者) 及び介護予防認知 症対応型通所介護事業

(介護保険指定地域密着型介護予防サービス事業者)

事業所名:日帰り介護センター福祉の里めざみ 【第2種社会福祉事業(老人福祉 法に規定する老人デイサービス事業) 】 指定番号:0672700119

定員:12名

営業日:月・火・木・金・土・日

(1月1~3日除)

提供時間:8:30~16:30 ※7~8時間

実施区域:飯豊町

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
営業日数	26	26	26	27	26	26	27	25	27	26	25	27
延利用者	360	360	360	369	368	368	351	351	348	336	341	351
日平均	13.8	13.8	13.8	13.6	14. 1	14. 1	13.0	14.0	12.8	12.9	13.6	13.0

- (2) 認知症対応型通所介護 営業日数(年)314日(前年対比17日増)
- ①1日あたり平均利用者数 9.6 人 (前年対比 1.8 人増)
- ②延べ利用者 3,002人(前年対比 683人増)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
営業日数	26	26	26	27	26	26	27	25	27	26	25	27
延利用者	237	253	251	257	251	251	256	249	259	246	242	250
日平均	9. 1	9.7	9.6	9.5	9.6	9.6	9.4	9.9	9.5	9.4	9.6	9. 2

- (3) 総合事業における通所介護相当サービス
- ①1月当たり実利用者数 9人(前年同数)

【運営推進会議】

- ①地域密着型通所介護 6ヶ月に1回開催
- ②認知症対応型通所介護 6ヶ月に1回開催

【サービス内容】

- ①送迎 ②健康状態の確認 ③入浴 ④食事 ⑤日常生活上の援助
- ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーション 等

【年間行事】※新型コロナウイルスの感染状況により延期又は中止

行事名	時期	行事名	時期
お花見	4月	クリスマス会	12 月
ゆり園見学	6月	餅つき、団子下げ	1月
七夕会	7月	節分	2月
盆踊り	8月	ひな祭り	3月
紅葉狩り	10~11月		

【5年度目標】

- ①職員一人一人が向上心を持ち、常に新しいことにチャレンジできるチー ムづくりを進めます。
- ②介護予防体操や活性化リハビリ、体を動かすゲーム活動等、たくさんの 活動に参加して頂き、刺激を受けながら楽しさや張り合いを感じられる 環境づくりを心掛けて参ります。
- ③ご家族様や関係機関様との情報共有、連携を通して、ご利用者様お一人 お一人の状態に合わせた支援のご提供に努めます。
- ④ご利用者様の尊厳を守り、安心して過ごしていただく介護を推進するた めに認知症への対応力を強化します。

3 介護保険外宿泊サービス (お泊まりデイ)及び日中サ ポート事業

宿泊受入:火・水曜日以外の日 ※1月1日~3日を除く

定員: 9名/日

料金: (宿泊) 1 泊 2 食 3,000 円 (日中サポート) 要介護度による

家庭的事情等により、身体的介護等を必要とする要支援者又は要介護者が 在宅生活に不安がある場合、日中は指定通所介護(デイサービス)を利用し、 そのまま夜間も引き続きお泊りできる保険外の宿泊サービスを提供します。

【数値目標】

- ①稼働日数 1月あたり平均10日(見込)
- ②宿泊者数 1日 5人(前年対比1人増)

【利用対象者】通所介護サービス利用契約者

【サービス内容】

①服薬管理 ②食事介助 ③移動介助 ④排せつ介助

4 日中一時支援事業

(障害者総合支援法による市町村 地域生活支援事業の飯豊町委託)

障害者総合支援法に基づき、在宅における障がい者等の日中における活動 の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族 の一時的な休息を図るための地域生活支援サービス事業を町から受託しま す。

【サービス内容】

①障がいのある方の家族等が就労等の理由で不在となるため、継続して見 守り等の支援を行う日帰り型のサービス。

(5) -② 通所型サービスA事業(通所介護事業サービス区分)所管:ふれあい介護支援室

1 通所型サービスA事業

(飯豊町委託)

事業所名: 飯豊町社会福祉協議会 通所型サービスA事業所

【第2種社会福祉事業(老人福祉 法に規定する老人デイサービス事業) 】

定員:8名/日

営業日:火・金曜日 (予定) 提供時間:10:30~14:00 実施区域:飯豊町

要支援認定者など外出や交流の機会が必要な方及び地域の通いの場やサロ ン等に自力で参加できない方について利用者の心身機能の維持向上を図るこ とを目的として、レクリエーション、機能訓練等のサービスを提供します。

【数値目標】

①実利用者数 1週あたり平均 14人(見込)

【利用対象者】

- ①要支援1の認定を受けている方
- ②生活機能の低下が認められた方

【サービス内容】

- ①健康状態の確認 ②介護予防に関する体操・トレーニング
- ⑤相互交流・レクリエーション 等 ③食事 ④送迎

【5年度目標】

①中津川エリアでの開設も含め営業日の拡大など採算性を意識した運営方 法を研究します。

公益を目的とする事業【困窮者支援拠点】 5

(1) 生活困窮者自立支援事業【西置賜地域社協共同体】(自立相談支援事業サービス区分) 所管: 総合福祉管理室

項 Ħ 生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することがで 1 自立相談支援事業 (県委託) 【西置賜地域生活支援サブセンター】 きなくなるおそれのある者)の経済的な自立促進を図るため、主として相 談対応、自立支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。 【運営体制】 ①相談支援員(兼)就労支援員 (2名) ②支援会議及び支援調整会議の開催 (随時) 【支援内容】 ①生活困窮者の相談に応じ、個々の状態にあった支援プランの作成。 ②ハローワークと連携した就労相談。③公的制度、相談機関への紹介及び調整等。 【5年度の取り組み】 ①福祉総合相談窓口としての役割をとらえ、ケース会議を積極的に活用 し支援の質を高めます。 ②目の前の課題解決だけでなく、生活の立て直しを目的とした家計の改 善を「家計改善支援事業」と連携を強化して行います。

※福祉事務所が置賜総合支庁に置かれる市町村の「家計相談支援事業」は、31年度より山形県が一括して労働者福祉協議会に委託される。

収益を目的とする事業【デマンド交通拠点】 6

(1)地域の公共交通に関する事業(デマンド交通事業サービス区分) 所管:総合福祉管理室

1 デマンド交通事業 「ほほえみカー」の運行 (飯豊町補助)

交通弱者と言われる方の暮らしの足を支え、高齢者や障がい者等にとって 定期的な通いの場への送迎手段としての役割を担う「ほほえみカー」の運行 について、関係機関との連携を図りながら更に魅力あるシステムの構築に努 めます。

車両台数:ジャンボ車両 2台 小型タクシー 2台

運休日:土・日・祝日及び8月13

日~16日、12月29日~1月5 日※年間運行日数:238日

【基本姿勢】

1日あたり平均利用者数 37人(前年対比1名減)

【業務内容】

- ① 運行業務:一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得た事業者に運行業務を委託(車両4台)
- ②予約受付:予約センター内にオペレーターを配置(午前2名/午後1名)
- ③ほほえみカー運行委員会の開催(年2回開催)
- ④当該事業の利用拡大のための周知及び広報(ほほえみカー通信の定期発行)

【5年度の取り組み】

①高齢者等運転免許証の自主返納者に対する支援施策と強く連携し、	新た
な利用者層を獲得します。	

- ②単独乗車に不安のある利用者をサポートするためのボランティア添乗の 実証実験を下半期より行います。
- ③令和6年4月からのリニューアルに向けて、運行ダイヤ及び料金、運行時間、曜日等の拡大も含め大幅な見直しを検討します。

7 その他

(1)関係機関との選	重携 所管∶総合福祉管理室
項目	内容
1 西置賜地方福祉連絡会議	西置賜管内の社会福祉協議会が共同で研究活動及び共通した課題の解決に向
	けた情報交換を深めるために次の会議及び研修事業を行います。
	①会長会議(11月) ②事務局長会議(4月・11月)
	③担当者会議(4月・2月) ④職員研究協議会(11月)
2 置賜地方社会福祉協議会	置賜3市5町の社会福祉協議会共同事業として次の事業を行います。
連絡会	①担当者会議(担当:南陽市社協)②社協役員研修会(担当:小国町社協)
	③職員研修会(担当:飯豊町社協)④ボランティアの輪連絡会議(担当:川西町社協)
	⑤老人クラブ連合会連絡協議会(担当:長井市社協)
3 長井地区被害者支援連絡	犯罪、事故等の被害者及び家族(遺族)に対し関係機関が相互に連携し、専
会(長井警察署)	門分野での支援を行うための連絡会活動に参加協力します。
4 長井地区安全運転管理者	一定台数以上の自動車を使用する事業者として、職員の交通安全意識高揚を
連絡協議会(長井警察署)	図ると共に、協議会事業に全面的に協力します。
5 飯豊町介護保険運営協議	介護保険事業計画の進行管理を行い、計画進捗及び点検評価について協議し、
会への参加(健康福祉課)	制度の健全な発展を支えるための協議会に職員を派遣します。
6 飯豊町地域包括支援セン	住民の心身の健康の保持及び保健福祉の推進を包括的に支援する役割を担う
ター運営協議会 (健康福祉課)	機関の円滑な運営を行うための協議会に職員を派遣します。
7 山形県老人福祉施設協議	施設職員の技術向上のための研修をはじめ、全国的な情報交換と広報活動、
会が行う事業への参加協力	介護保険制度の研究調整などの事業へ組織として参画します。
8 飯豊町障害者自立支援協	地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のよ
議会(健康福祉課)	り一層の推進を図るための協議会に職員を派遣します。
9 飯豊町要保護児童対策地	要保護児童の早期発見や適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支
域協議会(健康福祉課)	援を図るための諸会議に構成団体として参加します。
10 飯豊町地域公共交通会	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
議(住民税務課)	等について審議する諮問会議に職員を派遣します。
11 置賜地域生活保護受給	住宅・生活に困窮する離職者に対する支援を拡充するため、置賜管内におけ
者等就労自立促進事業協	る福祉部門及び雇用部門の連携・協力を図り、具体的な協議調整を行う協議会
議会(公共職業安定所)	に構成員として参画します。
12 飯豊町生活支援介護予	地域包括ケアシステムの実現と生活支援及び介護予防サービスの体制整備に
サービス推進協議会(健康福祉課)	向け、情報共有及び連携強化を図るための協議会へ参画します。
13 地域ケア会議(飯豊町地	地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握
域包括支援センター)	し、解決していく手段を導き出すための会議へ参画します。
14グループホームひめさゆり荘	隣接するグループホーム等が、地域に開かれたサービスを提供するために推
2号館運営推進会議(いいで福祉会)	
15 いいで未来サポート隊	未婚化と晩婚化に歯止めをかけ、併せて若者を取り巻く環境の改善を図り人
(企画課)	口減少対策及び雇用対策を行うプロジェクトに構成団体として参画します。
16 飯豊町地域安全克雪方針	除排雪作業時等の死傷事故の防止に向け、住民及び関係者と一体となって、
検討委員会(健康福祉課)	安全かつ安心できる地域を実現するための将来構想を設定するための委員会に
A STATE OF S	職員を派遣します。
17 飯豊町商工会との連携	町商工会への加盟を通じ、利用料等が商工会共通商品券でも取り扱いできる
強化	よう町民が暮らしやすいまちづくりを推進します。

18 NP 0 及び企業、団体と の協働	子育てや障がい者との関わりをもつNPOとの連携を図り、地域福祉活動の 推進及び民間の力を福祉に活かす仕組みづくりを検討します。	
19 首長との情報交換会の開催	地域における福祉課題及び法人が抱える課題等について首長との情報交換を 実施し、行政施策との連携強化を図ります。(年1回/9月頃開催予定)	
20 その他	行政・関係団体が主催する社会福祉を目的とした事業への後援・協賛及び諸 会議への職員派遣等の協力を行います。	

(2) 共同募金及び歳末た	すけあい運動への協力(第1種社会福祉事業) 所管:総合福祉管理室
項目	内容
1 赤い羽根共同募金運動 【推進団体】 部落長会・町内学 校・事業主、ボランティア団体等	共同募金を財源とする事業の PR を強化し、部落組織・企業並びに関係団体、ボランティアと連携を取り合い積極的な募金運動を展開します。 【実施内容】 ①実施時期: 10月1日~12月末日 ②募金目安: 戸別募金 一戸あたり 700円 法人募金 1,000円~10,000円(概ね4段階) ③その他 職域募金、街頭募金、イベント募金を通じ目標額達成を目指します。
2 歳末たすけあい運動 【推進団体】 部落長会・民生委員児童委員協 議会	部落組織・民生委員児童委員協議会及び関係機関団体の協力により募金運動の実施を図ります。 【実施内容】 ①実施時期:11月中旬~12月上旬 ②募金目安:戸別募金 一戸あたり500円

【注釈】共同募金は、都道府県を単位として行われる寄付金募集であり、本県では「山形県共同募金会」が実施主体となっている。本町における募金活動は「山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会」が執行しており社会福祉協議会は、その事務局という位置づけとなるため「募金事業への協力」と表示する。

(3)その他	所管: 総合福祉管理室
項目	内容
1 総務に関する事項	(1)各種規則等の制定及び改廃
	(2)各種法令・制度改正に伴う対応及び諸準備
	(3)昇給考課、賞与考課の実施
	(4)消費税及び法人税の申告及び納付、課税事業者に関する事務
	(5)事故防止に向けた取り組みとして労働安全衛生マネジメントシステムの推進
	(6)視察団体の受入れ及び関係機関が行う調査、各種行事へ参加協力
	(7)労働安全衛生活動の推進(ストレスチェックの実施等)
	(8)ハラスメント防止のための雇用管理上の措置及び研修会の実施
	(9)働きながら子育てを行う女性職員のキャリア形成に関する検討
2 働き方改革の推進	すべての職員が生き生きとやりがいを持って働き続けられる労働環境の構築
	及びワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりに積極的に取り組みます。
	(1)年次有給休暇の年間5日取得義務化への対応(年休管理台帳作成)
	(2)長時間労働抑制のための労務管理の徹底
3 感染症発生時における	感染症発生時における法人に対するリスクを軽減し、事業の継続を維持するた
業務継続計画 (BCP) の	めの事業継続計画を策定し組織内で共有を図ります。 具体的には運営会議等の討
策定	議する場を確保し、「どうしてもやらなくてはいけないもの」を明確にした上で、
	専門知識が必要な業務を事前に洗い出し可能な限り代替性を高めるための補策
	を講じます。
	(1)内 容 新型コロナウイルス等感染症対策編
	※大規模災害対策版は策定済み
	(2) 策定期間 令和 5 年 6 月~令和 6 年 3 月
4 研修による人材の育成	本会「人材育成の基本方針」に基づきサービスの質の向上を図るために必要な
	研究を行い、効果的なチームプレーが展開できる組織づくりを推進します。
	(1)評議員及び役員を対象とした研修 (年1回以上)
	(2)事業主が実施する研修並びに教育

	対象者	回 数	
	新採職員	採用後1回	
	主査以上	年2回以上(うち1回は室長以上を対象とした考課者訓練)	
	全 職 員	年1回以上	
	管 理 職	年1回以上	
	(3)職員のスキルアッ	ップとキャリアパスを支援するための研修(研修委	員会主導)
5 介護人材の確保促進	介護職員等の意欲及び能力の向上と介護人材の定着化を図るための取り組み		
	を強化します。		
	(1)介護人材の非正規	規から正規雇用へ転換していくための制度の運用	月及び活用
	(2)必要な知識・技術	術を習得するための訓練等の実施	
	(3)外国人介護人材(の受け入れに関する検討	
	(4)介護職員の処遇	改善の実施(各種加算の活用)	
6 ホームページ・SNS を活	地域住民等が、迅速に福祉に関する情報を入手でき、手軽に社協事業や地域活		
用した情報発信	動とつながることができるよう、情報発信ツールを積極的に活用します。		
		(ホームページ) の新装	
	(2)公式 LINE アカウ	ソントの開設 新規	
	(3)公式 facebook ^	ージの活用	
7 福祉サービスに関する	介護サービス等の利用者からの苦情に対し適切な解決に努めるとともに必要		
苦情対応	に応じた改善及び職	哉員の資質の向上につなげていくために苦情解 液	快委員会を設
	置し、社会福祉事業	の適正な運営を確保します。	
	【苦情解決体制】		
	①苦情解決責任者	(事務局長)	
	②苦情受付担当者	(施設長等) ③第三者委員(3 名委嘱)	
8 上記区分に属さない又	(1) 社会福祉の分野において功労のあった奉仕者等への表彰		
は共通する項目事項	(2) 行政や関係団体への意見具申		
	(3)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡		
	(4) 社会福祉充実計画に関すること		
	(5)上記のほか、社会	会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために	必要な事業

【参 考】事業区分/拠点区分/サービス区分の設定

本会の実施する事業は、社会福祉法人会計基準省令(厚生労働省)に基づき3つの事業区分に分けられ、うち社会福祉事業区分は2つの拠点区分に分類されます。

事業区分	拠点区分	サービス区分	主な事業項目
		法人運営事業	法人運営/心配ごと相談事業/ボランティア活動振興/ その他、地域福祉の推進に関する事業
		共同募金配分金事業	サロン活動育成支援事業/会食サービス事業/しあわせ発行 /2次配分事業/歳末たすけあい配分事業等
	社会福祉拠点	福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業における一部業務 (受託)
		福祉更生資金貸付事業	福祉更生資金貸付事業
		基金運営事業	社会福祉基金/介護事業財政調整基金等の管理
社会福祉 事業 介 護		介護福祉移動支援事業	介護福祉移動支援事業(受託)
		高齢者介護予防事業	地域介護予防事業(受託)/らくらく筋トレ教室事業(受託)
	介護 拠 点	居宅介護支援事業	介護保険指定居宅介護支援事業/介護予防ケアマネジメント 業務(受託)/家族介護支援事業(受託)
		訪問介護事業	介護保険指定訪問介護事業/町総合事業指定訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)事業/安心生きがい訪問 事業(受託)/自立支援指定居宅介護・重度訪問介護事業/ 保険外訪問介護事業/福祉有償運送サービス事業
		通所介護事業	介護保険指定通所介護事業/町総合事業指定通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)事業/町総合事業通所型 サービスA事業(受託)/介護保険指定認知症対応型通所介 護事業/介護保険指定認知症対応型介護予防通所介護事業/ 保険外宿泊サービス事業/日中一時支援事業(受託)
		生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員配置事業(受託)
公益事業	困窮者支援 拠点	自立相談支援事業	自立相談支援事業(受託)
収益事業	デマンド交通 拠点	デマンド交通事業	デマンド交通事業

【注釈】社会福祉事業は、①法人運営事業、②社会福祉法第2条に列挙された事業、③介護保険事業等の用に供する施設の経営に付随して行っている事業等が含まれる。生活困窮者自立支援事業及びデマンド交通事業は、社会福祉法に規定される公益事業及び収益事業となるため社会福祉事業に関する会計から区分した経理とする。なお、社会福祉事業区分における拠点区分を場所別区分と考えた場合、拠点区分は1となるものの、事業運営の実態に照らして、一体的に運営されている事業を集約することが望ましいため、介護事業に限った経営状況を把握できるように設定している。サービス区分は拠点区分をさらに細分化したもので、定款に記載した事業ごとに設けるものとされるが、それ以外にも税務申告や会計処理上「区分経理」することが望ましい事業等は単独で会計する。